

現 場 説 明 書

本現場説明書は、下記委託業務の入札に参加するものに対して岡山市が委託業務の契約条件等を説明するためのものである。

- | | |
|------------|---|
| 1 委託業務の名称 | 浜野緑地ほか管理業務委託 |
| 2 履行場所 | 岡山市南区洲崎一丁目地内ほか |
| 3 履行期限 | 令和9年3月31日まで |
| 4 業務内容 | 別冊の設計図書（委託数量総括表）及び仕様書等のとおり |
| 5 業務履行方法 | 受託者は、本委託の実施にあたって、「契約書」、その他関係法令等に準拠し、本現場説明書ならびに監督員の指示に基づき実施すること。 |
| 6 入札及び契約条件 | 業務責任者：業務責任者等調書に記載した1級又は2級造園施工管理技士を配置すること。また、業務責任者に変更があった場合には、速やかに届け出ること。 |
| 7 積算条件 | 本委託は、下記の条件で積算を行っている。 <ul style="list-style-type: none">・資材単価適用年月 <u>令和8年1月</u>・「土木工事市場単価」及び「土木工事標準単価」適用年月 <u>令和8年1月</u> |
| 8 特記事項 | <p>1. 本委託は、低入札価格調査対象案件であり、下記の事項についても調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・直接委託費は、発注設計図書における直接委託費の額に100分の85を乗じて得られた額（小数点以下の端数を切り捨てた額）以上であること。・管理費は、金額が計上されていること。 <p>※低入札価格調査を行い契約した委託は、通常の完了検査に加えて、下記作業の作業完了後に段階確認を受けること。なお、履行場所が複数ある委託は、路線又は公園・緑地ごとに下記作業の段階確認を1回以上受けることとする。</p> <p>段階確認を行う作業：除草・中高木の剪定・低木剪定（刈り込み）</p> <p>2. 病害虫の防除について、発生前後の時期に目視による巡回を実施し、発生が認められた場合、病害虫の発生枝を剪除する等物理的防除を実施すること。ただし、現場発生状況により薬剤防除が必要であると判断される場合については監督員に速やかに報告すること。薬剤防除を実施する際は、農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」（参考資料）を遵守すること。</p> <p>3. 発生材の処分について</p> <ul style="list-style-type: none">・別紙設計書に記載の再資源化施設で積算を行っている。 |

- ・野焼きは、絶対行わないこと。
- ・作業中の事故、その他による一切の損害については受託者の責任において処理すること。
- ・持ち込む施設を事前に報告すること。
- ・刈草を搬入するときには、持ち込む施設へ事前に確認すること。
- ・岡山市焼却施設（東部クリーンセンター、当新田環境センター）には、持ち込まないこと。
- ・再資源化施設に持ち込んだ場合は、処分量がわかる伝票を提出すること。
- ・自社処分を行う場合は、下記のとおりすること。
 - ①処分場所・処分方法・処分量の確認方法・処分後の利用方法を明記した自社処分計画書を提出すること。
 - ②必要に応じて監督員と立会を行うこと。
 - ③自社処分計画書のとおり、実施できていることが確認できる資料を提出すること。（下記を参考とすること）
 - 処分場所：位置図・写真
 - 処分方法：処分状況写真
 - 処分量の確認：処分前及び処分後の体積がわかる写真
 - 処分後の利用方法：利用している写真（自社のヤードに敷いている等）
 - ④設計書で計上されている処分費を減額（0円）にし、変更契約を行う。
 - ⑤処分したものを再利用又は販売する場合は、その価値に応じて設計金額から減額し、変更契約を行う。（スクラップ費と同等の考え方をする。）

4. 街路樹調査について、Android版の（仮称）樹木調査アプリ（以下、スマホアプリという。）を使用し、調査すること。種別ごとの付与する属性情報は下記のとおりとする。ただしスマホアプリは現在、開発中のため、変更の可能性があるものとする。詳細は別途開催予定の受託者を対象とした操作説明会（9月～10月頃）で説明する。調査は原則2人体制とし、令和8年12月末までに完了させること。

- ・種別：高木、中木、低木、地被類
- ・属性情報（中高木）：樹木ID、樹種、樹高、枝張、幹周、根上がり有無
など所見、現況写真 など
- ・属性情報（低木、地被類）：樹種、樹高、幅、延長、根上がり有無など所見、現況写真 など